**農振除外申出から農地転用許可までの流れと注意事項**

**令和5年4月改訂**

* 申出をする場合は、必ず事前調整をしてください。事前調整には裏面の添付書類一覧表を参考にして資料を持参し、予約の上、窓口にお越しいただくとスムーズに相談していただけます。事前調整が完了し、添付書類が揃った申出書について、受付を行います。
* 農振除外の受付から計画変更まで約6か月かかります。
* 各関係機関・関係課で必要事項を確認してから提出してください。申出時点で他法令等の見込みを担当課（担当者）において確認できない場合は、受付できない場合がございますのでご注意ください。また、期日までに補正が完了しない場合も受付できませんので、ご注意ください。
* 市から関係土地改良区へは一括して意見照会をするため意見書の添付は不要ですが、申出に先立ち、関係土地改良区との協議を完了させてください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | ２ | ３ | 4 | 5 | ６ | ７ | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 農振除外 | 農振除外 | 農振除外 | 農振除外 | 農振除外 | 農振除外 | 農振除外 | 農地転用 | 農振除外 | 農振除外 | 農振除外 | 農振除外 | 農地転用 |
| 申出締切 | 補正期限 | 関係機関  意見聴取  （注1） | 県農振対策班会議 | 事前協議回答 | 内諾通知  （注2） | 公告縦覧 | 許可申請  締切 | 異議申立 | 農振除外  変更協議申出 | 知事同意 | 公告 | 知事許可 |
| 申出者  ⇒市 | 申出者  ⇒市 | 市  ⇒関係機関 | 県 | 県⇒市 | 市  ⇒申出者 | 市 | 申請者  ⇒農委 | 市 | 市⇒県 | 県⇒市 | 市 | 県⇒(農委)  ⇒申請者 |
| 4月30日 | 5月25日 | 6月上旬～  6月下旬 | 7月末 | 8月上旬 | 8月上旬 | 8月中旬～（30日間） | 9月5日 | 9月中旬～  （15日間） | 9月下旬 | 10月中旬 | 10月中旬 | 10月下旬 |
| 7月31日 | 8月25日 | 9月上旬～  9月下旬 | 10月末 | 11月上旬 | 11月上旬 | 11月中旬～  （30日間） | 12月5日 | 12月中旬～  （15日間） | 12月下旬 | 1月中旬 | 1月中旬 | 1月下旬 |
| 10月31日 | 11月25日 | 12月上旬～12月下旬 | 1月末 | 2月上旬 | 2月上旬 | 2月中旬～  （30日間） | 3月5日 | 3月中旬～  （15日間） | 3月下旬 | 4月中旬 | 4月中旬 | 4月下旬 |
| 1月31日 | 2月25日 | 3月上旬～  3月下旬 | 4月末 | 5月上旬 | 5月上旬 | 5月中旬～  （30日間） | 6月5日 | 6月中旬～  （15日間） | 6月下旬 | 7月中旬 | 7月中旬 | 7月下旬 |

（注1）農業委員会、ＪＡ、碧南市土地改良区、明治用水土地改良区、油ヶ渕悪水土地改良区

（注2）農地法等他法令許認可申請手続きを進めるよう通知。

※　農振除外申出締切日及び農地転用許可申請締切日が休庁日の場合は、翌開庁日までです。

※　申出前に最新の申出様式であるかどうかを確認してください。

※　市民から意見や異議申出がない場合は概ねこのような流れになります。意見や異議申出があった場合は、その案件だけでなく**受付をした案件全て**が遅れます。前回締切分の計画変更が完了していない場合は、次の受付はできません。

※　碧南農業振興地域整備計画全体見直しと同時期の農振除外申出の場合、スケジュールが異なります。ご確認ください。

**☞《裏面》用途変更の流れ**

**農振用途区分変更（軽微な変更）申出から農地転用許可までの流れ**

**令和５年4月改訂**

　申出をする場合は、**申出締切日の前月末までに**必ず事前相談をし、提出書類の内容について調整等を完了してください。また、他法令等の見込みを担当課（担当者）において確認できない場合や書類に不備等がある場合は、受付できない場合がございますのでご注意ください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 農振除外 | 農振除外 | 農振除外 | 農振除外 | 農地転用 | 農地転用 |
| 申出締切 | 関係機関  意見聴取  （注1） | 公告 | 内諾通知  （注2） | 許可申請  締切 | 知事許可 |
| 申出者  ⇒市 | 市  ⇒関係機関 | 市 | 市  ⇒申出者 | 申請者  ⇒農委 | 県⇒(農委)  ⇒申請者 |
| 4月30日 | 6月上旬～  6月下旬 | 6月下旬 | 6月下旬 | 7月5日 | 8月下旬 |
| 7月31日 | 9月上旬～  9月下旬 | 9月下旬 | 9月下旬 | 10月5日 | 11月下旬 |
| 10月31日 | 12月上旬～12月下旬 | 12月下旬 | 12月下旬 | 1月5日 | 2月下旬 |
| 1月31日 | 3月上旬～  3月下旬 | 3月下旬 | 3月下旬 | 4月5日 | 5月下旬 |

※　農振除外申出締切日及び農地転用許可申請締切日が休庁日の場合は、翌開庁日までです。

※　申出前に最新の申出様式であるかどうかを確認してください。

※　申出に先立ち、関係農業団体（農業委員会、ＪＡ、各土地改良区等）との協議・調整を十分に

　行い、農業振興施策上支障がない旨を確認してください。

※　農振農用地に農業用倉庫等の農業用施設を設置する場合は、農業用施設用地への用途区分の

変更の申し出が必要です。これは農用地の用途区分を変更するだけですので、農振除外にはあ

たりません。

※　農業用施設を設置する場合、施設に要する敷地面積が200㎡未満であり、次の要件にあては

まる場合は農地転用許可が不要です。

①　自己所有地で自らが耕作している農地に農業用施設を整備する場合

【建築主：土地所有者】

②　賃借権や使用貸借による権利に基づき耕作者が耕作している農地に農業用施設を整備する

場合【建築主：耕作者】

※　下記の場合が軽微な変更に該当します。［農振法施行令第10条］

①　地域の名称の変更又は地番の変更の場合

②　土地の所有者、利用者が自己用の農業用施設の用に供するため、その土地を農用地区域か

ら除外する場合

③　土地収用法による事業認定告示があった場合で、その事業の用に供するために、その土地

を農用地区域から除外する場合

④　農業上の用途区分の変更で、変更に係る土地の面積が１haを超えないものの場合

【問い合わせ先】

《農振除外》　碧南市農業水産課管理水産係　☎０５６６－９５－９８９８

《農地転用》　碧南市農業委員会事務局　　　☎０５６６－９５－９８９８

（注1）農業委員会、ＪＡ、碧南市土地改良区、明治用水土地改良区、油ヶ渕悪水土地改良区

（注2）農地法等他法令許認可申請手続きを進めるよう通知。

※　このスケジュールはあくまでも参考です。他の案件の提出状況により変更となる可能性があ

ります。